

令和4年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 4年 3月 2日（水）

午前 9時58分 開 会

午後 1時31分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 令和4年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 令和4年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 令和4年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 7号 令和4年度滝川市病院事業会計予算

議案第13号 滝川市民交流プラザ条例

議案第15号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第16号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第18号 滝川市文化センター条例を廃止する条例

議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター等）

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）

日程第 6 報告第 1号 専決処分について（令和3年度滝川市一般会計補正予算（第13号））

日程第 7 議案第 8号 令和3年度滝川市一般会計補正予算（第14号）

日程第 8 議案第 9号 令和3年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第10号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第11号 令和3年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第12号 令和3年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第17号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第22号 教育委員会委員の任命について

日程第15 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員 (15名)

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	7番	関藤龍也君
8番	寄谷猛男君	9番	佐々木和代君
10番	安樂良幸君	11番	本間保昭君
12番	田村勇君	13番	柴田文男君
14番	荒木文一君	15番	水口典一君
16番	東元勝己君		

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	中島純一君
教育長	田中嘉樹君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	杉原慶紀君	総務部長	和田英昭君
総務部次長	堀之内孝則君	市民生活部長	浦川学央君
保健福祉部長	横山浩丈君	建設部長	尾崎敦君
建設部次長	加地幸治君	市立病院事務部長	柳圭史君
市立病院事務部次長	堀勝一君	教育部長	諏佐孝君
教育部指導参事	橋本展晴君	監査事務局長	中川祐介君
総務課長	小畑力也君	企画課長	平川泰之君
農政課長	菊田健二君	観光国際課長	運上琢諭君

○本会議事務従事者

事務局長	深村栄司君	事務局副主幹	壽崎行洋君
書記	山本亜希子君	書記	吉田陽愛君

開会 午前 9時58分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和4年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、15名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において堀議員、木下議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和4年第1回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして令和4年度各会計の予算案及び関連議案、令和3年度の補正予算案等につきましてご審議をいただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和3年11月20日から令和4年2月15日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付さ

せていただいておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

私からは、別途2件につきまして口頭でご報告を申し上げます。初めに、今期の降雪等の状況についてであります。昨年12月末までの降雪量は2メートル13センチメートルと平均並みでありましたが、年明けの1月14日から15日にかけてのまとまった降雪により積雪深が1メートル35センチメートルを超えた日があるなど例年をやや上回る降雪量で推移し、この間新雪除雪の出動と併せ市内の幹線道路を中心に排雪作業を実施し、道路交通の確保と市内路線バスをはじめとする公共交通網の円滑な運行の確保に努めてまいりました。2月に入ってから、季節風と寒気の影響により気温の低い状態が続き、中旬までは降雪が少ない状況が続いておりましたが、2月21日からの全道的に大雪をもたらした爆弾低気圧の影響により本市においてもまとまった降雪があり、一時的に積雪深が再度1メートルを超える状況が生じたところであります。

当市の除排雪に要する予算につきましては、過去10年の平均の降雪量があった際に対応可能な予算額を当初に計上し、万全な除排雪作業に努めてきたところでありましたが、この2月21日からのまとまった降雪の市民生活に与える影響を鑑み、急遽排雪作業等の追加実施を決定し、既存予算の振替などにより早急の対応を行ったところであります。今後におきましても異常気象などの事態が生じた際には、同様に既存予算の振替や補正予算を計上するなどの対応により必要な除排雪作業に努めてまいります。

次に、滝川市立高等看護学院の新築移転工事についてであります。現滝川市立高等看護学院につきましては、平成20年の滝川市立病院改築工事に伴い、校舎を新町2丁目の昭和61年に建設された滝川市医師会立准看護学院跡へ移転し、現在まで使用してまいりました。しかし、学院を運営する上では狭隘な造りであったことに加え、年々老朽化が進んでいたことから、令和2年8月に滝川市立病院北側近接地へ新築移転を決定し、令和3年3月から工事を進めてきたところでありますが、先月末に無事完成を迎えました。新校舎は、鉄筋コンクリート造り3階建てになっております。1階にはカルテ庫のほか、複合施設として滝川市立病院の院内保育所を現在の大町1丁目、ナカジマ薬局2階から移転することとしております。2階及び3階には3学年分の教室及び実習室、図書室、会議室、多目的スペースを配置し、学院生が伸び伸びとした生活を過ごせるよう現在の校舎と比較して約6割ほど広いスペースを確保するとともに、第1教室、多目的室と食堂兼自治会室の内壁を格納できる仕組みとしたことにより、今後は学院内において全生徒を一堂に集めることが可能となるなど、快適性と機能性の向上が図られることとなります。また、移転により実習先である滝川市立病院をはじめ市中心部とのアクセスが容易となるなど、利便性の向上にもつながるものと考えております。今後の予定につきまして、今月30日にオープニングセレモニーを行い、4月1日の供用開始を予定しております。

最後になりますが、滝川市立高等看護学院につきましては、一人でも多くの学生に選んでいただける学院として、そして地域の医療や看護、介護を支える多くの人材を輩出する学院となるよう、今後さらに教職員と共に一丸となって看護教育を推進してまいりますので、引き続きご支援のほどよろしくお願いをいたします。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長 長 次の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

報告が終わりましたので、これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 令和4年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第1号 令和4年度滝川市一般会計予算

議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和4年度滝川市下水道事業会計予算

議案第7号 令和4年度滝川市病院事業会計予算

議案第13号 滝川市民交流プラザ条例

議案第15号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第16号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第18号 滝川市文化センター条例を廃止する条例

議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター等）

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）

○議長 長 日程第5、令和4年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより令和4年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から議案第7号までの各会計予算、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第18号から議案第21号の予算関連議案、以上14件につきまして一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第1号から議案第7号までの各会計予算につきましては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は市政執行方針等並びに予算関連議案の説明までといたしたいと思います。

令和4年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 令和4年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政運営の考え方について、市民の皆様、市議会議員の皆様に申し上げます。

新年度を迎えるに当たり、改めて昨年を振り返りますと、日本中が新型コロナウイルスと闘い続けた1年でありました。

本市においては、医師会の皆様をはじめ各関係者のご協力の下ワクチン接種を開始し、当初の混乱はありましたが、2回目までの接種率が9割に迫るなどその後は順調にワクチン接種を進めることができました。市民の皆様の感染予防に対する関心の高さ、そして、医療関係者の皆様のご努力に心から感謝と敬意を申し上げる次第であります。現状は、いまだに新種株の発生やその感染力の高さなどもあり、ウイルスの脅威に脅かされている状況にありますが、市民の皆様の健康と生活を守るべく、引き続き3回目のワクチン接種を進め、感染拡大防止を図るとともに、併せて社会経済活動もしっかりと進めていく所存であります。

この新型コロナウイルス感染症対策としては、地方創生臨時交付金を活用しこれまでも様々な対策を行ってきてましたが、新年度においても、市民生活を守り、地域経済の活性化を図るため、住宅の新築などに係る費用の一部を助成する事業を昨年に引き続き実施するほか、主食用米の価格が下落したことで影響を受けた水稲農家に対する生産費の一部助成やウィズコロナ・アフターコロナを見据え、グライダーを主軸としたワーケーション推進事業などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年12月の市議会定例会において、ホール機能を備えた施設の建設について表明させていただきましたが、多くの公共施設が老朽化していることも鑑み、将来の公共施設全体の方向性を示す「滝川市公共施設個別施設計画」を策定する中で、市民の皆様の声も聞きながら、新ホール建設に向けて準備を進めてまいります。

現在、本市の20年後を見据えた「滝川市総合計画」の策定作業を進めており、将来に向けたまちづくりの指針を市民の皆様と共有し、人口減少下においても、住みたい、将来にわたって住み続けたいと思える都市機能と田園風景が調和した「ちょうどいい田舎」滝川市のまちづくりを進めてまいります。

私は、本年の一字を「快」と掲げました。新型コロナウイルス感染症の状況、併せて経済状況も快方に向かい、快い日常生活が戻ってくることを期待しています。多くの課題がありますが、市民の皆様並びに市議会議員の皆様の力強いお力添えもいただき、職員一丸となって行政運営に全力で取り組む所存です。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について、次の7つの柱に基づき、各施策の概要を申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

新型コロナウイルスに関する産業支援相談窓口については、市内事業者を支援するため、引き続き国や道の支援制度の動向を注視するとともに、事業者への情報提供や融資制度などの相談に対応します。

国の水田農業施策の大幅な見直しを踏まえ、本市の基幹作物である水稲をはじめ、小麦や大豆な

どによる水田輪作体系の確立や地域ごとの水田農業の在り方などについて、農業者をはじめ、関係機関と一体となって検討を進めます。

新規就農者の育成確保については、令和３年度から新規就農者も柔軟に研修を受けられるよう制度の拡充を図った滝川農業塾に加え、新年度からは新たに地域おこし協力隊制度を活用し、離農予定の経営を新規就農希望者が引き継ぐ第三者経営継承を推進します。

農家戸数の減少に伴う経営耕地面積の拡大が急速に進む中、水稻生産の労働時間の約３割を占める水管理作業の省力化を図るため、関係機関や教育機関と連携し、自動給水栓を活用したスマート水田実証プロジェクトに取り組みます。

市内新卒者の地元定着に向けた支援策については、地元企業の魅力を効果的に発信するため、中空知管内の自治体や市内関係機関と連携し、合同企業説明会の開催や仕事情報誌「good job!!」の制作に取り組むほか、バーチャルリアリティーやオンラインを活用した職場体験事業や企業向けセミナーを開催します。

滝川クラフトビール工房の運営を担う醸造士を育成するため、地域おこし協力隊員を募集するとともに、採用後の活動を支援します。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

観光資源を活用した取組については、アウトドアが注目される中、令和３年度からカーキャンプサイトや冬季キャンプ利用がスタートした滝川キャンプサイトを中核に、石狩川沿いに連なる各施設（温泉、カヌー、ゴルフ、パークゴルフ、川下り、グライダーなど）と連携し、リバーサイドの魅力を活用することで、コロナ禍で減少した観光客の入り込み数の回復を図るとともに、市内での滞在時間を延ばし、経済波及効果の向上を目指します。

道の駅たきかわについては、観光の拠点として集客力の向上を図るため、指定管理者と連携し、新たな特産品の開発、旬の地元農作物の特産品情報の発信、イベントの開催などを支援し、魅力ある施設づくりに取り組みます。

外国人受入れ対応及び生活支援事業については、市内に在住する外国人が安心して生活し、地域産業における人材として定着できるよう市内企業や関係機関と連携し、生活支援や多文化（外国人の母国や民族、宗教などによる様々な文化・習慣の違い）に対する理解を深める取組を行います。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

コンパクトなまちづくりを目指した取組については、社会情勢の変化を踏まえた都市づくりの方向性を再検討するため、策定から１０年余りが経過した「滝川市都市計画マスタープラン」の全体見直しに着手します。現在策定中の「滝川市立地適正化計画」と併せて、人口減少や超高齢社会に対応した持続可能で安全安心なまちづくりに向けた指針を定めます。

都市公園の再編などについては、２か年目となる滝の川公園テニスコート改修工事を実施し、令和５年度からの全面供用開始に向け、コート及び管理棟などの整備を行います。また、一部整備が完了しているコートについては、先行して仮オープンする予定です。そのほか、緑町公園などの改修工事や平和公園・江部乙中央児童公園の改修に向けた実施設計を行います。

安全で円滑な道路交通を確保するため、西町幸町１５２号線などの道路改良舗装工事を実施する

とともに、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく東藤橋などの修繕工事を行い、道路や橋梁の整備・維持に努めます。

既存公営住宅については、改修工事を計画的に行い長寿命化を推進します。また、開西団地1棟42戸の建て替えについては、令和6年度と令和8年度にそれぞれ21戸の完成を目指し、事業に着手します。

子育て世帯の住環境の充実を図るため、優良な住宅ストックを活用した「住み替え支援補助事業」や子育て世帯の東団地跡購入に対する優遇措置を引き続き実施します。

町内会などが管理する街路灯については、引き続きLED灯への切替えを促進し、新年度にはLED化率は86パーセントになる見込みです。また、自立柱については、老朽化による倒壊を回避するため計画的に撤去を進めます。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

JR根室本線（滝川～富良野間）の維持存続に向けては、JR北海道が策定した事業計画（アクションプラン）に掲げる利用促進策や根室本線対策協議会での取組を継続します。

市内バス路線については、運行事業者などと効果的な路線の在り方を検討していきます。また、（仮称）中空知地域公共交通活性化協議会に構成市町として参加し、中空知圏域の地域旅客運送サービスの今後を描く「中空知地域公共交通計画」を策定します。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指し、「第8期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、計画の重点目標として掲げている高齢者の自立支援や重度化防止などに向けた介護予防の取組・認知症本人及び家族への支援の充実を一層推進するとともに、介護人材の育成と確保に向けた取組を進めます。

また、医療や健診、介護などのデータ分析により、地域の健康課題を把握し必要な支援につなげるほか、低栄養の防止や疾病の重症化予防の取組、通いの場への積極的なアプローチを行うなど、引き続き高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に推進します。

障がい者福祉については、誰もが地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、「第6期滝川市障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスなどの提供体制を確保するとともに、各種障がい福祉施策を円滑に進めます。また、市の障がい施策に関する基本計画である「滝川市障がい者計画」の最終年度を迎えることから、引き続き本市における障がい者の自立や社会参加の支援などを推進するため次期計画を策定します。

国民健康保険の特定健診については、被保険者の健康増進、疾病予防などを目的とした国保ヘルスアップ事業の活用や、若年層からの認知症予防を兼ねた「脳ドック」の一部助成人数を拡大し、特定健診とのセット受診を勧奨することで、さらなる受診率の向上を目指します。また、後期高齢者医療保険の健康診査と連携した受診案内などの取組や、受診結果に応じた受診者への個別のフォローアップを実施します。

市立病院看護師の確保対策については、修学資金貸付事業、院内保育所定員拡充事業などを継続することにより看護師の中途・新卒者の新規採用及び離職防止に努めます。

また、市立病院に隣接して新築移転する市立高等看護学院を新年度から供用開始し、学習環境・利便性の向上を図るとともに、学院生の確保と卒業後の市立病院への就労促進に取り組みます。

災害時における市民などへの情報伝達手段については、迅速に、より多くの人に必要な情報が伝わるよう、スマートフォンやパソコンだけではなく、高齢者をはじめ幅広い層にとって扱いやすいラジオの活用が有効であることから、エフエムG'Skyと、防災CMや特別番組の放送、予備送信所への放送切替え訓練などを通じて連携強化を図ります。

また、水害タイムラインについては、引き続き国をはじめ関係機関や団体とお互いに顔の見える関係づくりを進めながら、「いつ・誰が・何をするか」をそれぞれの立場から認識し、地域が一体となった円滑で迅速な災害対応の構築を目指します。

一方、自然災害による被害を未然に防ぐため、河川機能の保全に向けた緊急しゅんせつ推進事業を進めるとともに、橋梁の安全性と機能確保のための点検を行い国土強靱化を推進します。

有害鳥獣被害防止対策については、ヒグマによる被害防止のため、モンスターウルフの設置や関係機関・団体の協力を得ながら、適切な対策を講じます。また、アライグマによる生態系破壊や農業被害防止のため、箱わな貸出しや防除従事者育成などに取り組みます。

生活環境保全のため、「滝川市空き家等対策計画」に基づき、管理不全の空き家などの所有者に対し、自主的な改善及び適切な管理を指導します。また、特定空き家などの認定及び措置については、有識者による空き家等対策協議会の設置を目指し、改善に向けた取組を積極的に進めます。

特殊詐欺など犯罪の発生抑止や早期解決につなげ、安全安心なまちづくりを強化するため、駅前周辺に防犯カメラを試行的に設置します。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

出生時に実施される新生児聴覚検査については、聴覚障がい早期に発見され、適切な支援が行われた場合、障がいによる音声言語発達などへの影響が最小限に抑えられることから、子供の健やかな成長と子育て世代の経済的負担軽減を図るため、検査費用の助成を継続します。

また、新たに子育て支援事業「うまれてくれてありがとう！健やか赤ちゃん支援事業」を開始し、子育てしやすい環境の醸成や出生率の低下を防ぐために、新生児誕生のお祝いとして紙おむつやミルクなどの購入に使用できるクーポン券とおむつ廃棄に使用のごみ袋を新生児訪問や乳児健診などで配付するとともに、家庭に合わせた育児などの相談支援を一体的に行うことにより、育児などでの家計や精神面の負担軽減につなげ、安心して子育てできる環境の充実に努めます。

創立40年を迎える國學院大學北海道短期大学部との連携については、地域連携推進協議会を中心とした関係者で協力し、各学科への安定的な学生確保や卒業後の地元定着に向けた取組を引き続き推進するほか、同短大部による地域貢献事業や学生が主体的に関わる地域活動、教育支援活動などへの側面的な支援を行います。また、國學院大學において新年度から新学部として開設される観光まちづくり学部と、当市のフィールドを活用した新たな地域連携に向けて検討を進めます。

北海道医療大学との連携については、包括連携協定に基づき、市立高等看護学院への講師派遣や介護予防などの各種研修事業への支援を継続しながら、地域における医療・福祉分野の課題解決に向けた連携を進めます。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

農村環境改善センターについては、地域コミュニティー活動の拠点としての機能充実のため、新たに整備したWi-Fi環境を生かし、集いの場や新たな活動の展開を図るとともに、江部乙地域の魅力や市民活動について情報を発信します。また、地域住民による同センター運営委員会と連携し、昨年開設した「えべおつ市民大学～乙なカレッジ～」については、引き続き國學院大學北海道短期大学部や関係団体と協力しながら、より幅広く事業展開を図ります。

担い手不足により町内会の維持が困難であるとの相談が増えつつあることから、持続可能な地域活動を目指すため、コミュニティー組織の在り方や、各地区コミュニティーセンターの運営方法についての見直しを進めます。

ごみの減量化及び再利用の推進については、資源のリサイクルやごみ減量に対する市民の意識向上とごみ処理手数料の市民負担軽減のため、容易かつ継続的に取り組みやすい「雑がみ」の分別を中心に、資源ごみの分別方法の周知や啓発活動を行います。

安全性の問題から一部施設の利用を休止していた滝川市文化センターについては新年度から全館閉館とし、その機能をホテルスエヒロの一部を借り上げて新たに開設する（仮称）滝川市民交流プラザに移転し、ホール、控室、会議室、和室など多様な空間を市民に提供します。また、大ホールの代替として、市外のホール施設の利用が必要な場合には、施設使用料の一部助成を行い、市民の活動を支援します。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

将来にわたり持続可能な財政運営ができるよう、引き続き「滝川市第2期財政健全化計画」を推進するとともに、市と市立病院が一体となって「滝川市立病院経営改善計画」の推進を継続することにより、一層の経営改善に努めます。

少子高齢化や人口減少社会の進展、地域社会の構造変化などの課題に対応し、まちの持続的な発展と市民生活の向上を目指し、将来都市像とまちづくりの指針を示す「滝川市総合計画」を策定します。併せて公共施設については長期的な展望を示す時期にあることから、これまで検討してきた内容を踏まえ、新年度中に再編・統合・廃止を含めた「滝川市公共施設個別施設計画」を策定します。

また、令和2年に実施した国勢調査の結果では、国立社会保障・人口問題研究所が推計する将来人口よりも人口減少を抑えることができ、5年間の人口減少率が空知管内で最も小さくなるなど、「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で取り組む施策が成果を上げていることから、引き続き雇用の創出と確保に向けた施策を推進するほか、関係人口の創出に向けた取組を進めます。

定住自立圏については、「中空知定住自立圏共生ビジョン」に基づき個別の事業を進めるとともに、「中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会」などにおいて、成果指標の達成状況などを検証しながら、必要に応じてビジョンの見直しを行います。

令和3年度の寄附額が16億円を超える結果となったふるさと納税については、首都圏でのPR事業を展開するほか、さらなる返礼品の充実に向け、新商品開発などにも取り組み、今後も寄附者のニーズに応えられるよう、充実強化に努めます。

国民健康保険特別会計については、北海道による統一保険料へ向けた市町村間の算定格差解消の取組や、納付金算定方法の改定に対応するほか、保険税収納率の向上や医療費の適正化に努め、国保財政の安定運営に取り組みます。

マイナンバーカードについては、顔写真付の身分証明書としてはもちろんのこと、オンラインによる各種行政手続や、健康保険証としての利用が始まるなど、ますます利便性が高まり市民生活の向上に寄与することから、引き続き事業所などへの出張申請受付や休日・時間外の申請・交付受付により、取得促進に取り組みます。

自治体デジタルトランスフォーメーションの推進については、行政サービスのさらなる向上や市役所における業務の効率化を目指すため、外部人材を活用しながら機運醸成のための職員研修を実施するとともに、行政手続のオンライン化の推進や情報システムの標準化・共通化などに向けた準備を進めます。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との一層の信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

次に、令和４年度各会計予算案の大綱について、ご説明申し上げます。

令和４年度の予算編成は、「滝川市第２期財政健全化計画」の３年目の予算となり、事務事業見直しを進めつつ、新たな課題の対応と将来に向けた投資を図るなど、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指した予算となるよう編成したものです。

令和元年度に策定した、「滝川市第２期財政健全化計画」及び「滝川市立病院経営改善計画」の着実な取組により直面する課題に向き合い、将来への改善策を制度設計するとともに、総合計画の７つの柱に基づき、予算を計上しました。

この結果、一般会計２１２億１，９００万円、特別会計９６億２，６０７万円、下水道事業会計支出２４億９１万円、病院事業会計支出７９億７５９万円となり、各会計の歳出総額は４１１億５，３５７万円で、令和３年度当初予算と比較して、０．５パーセントの増、金額では１億９，１６９万円の増となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、前年度に対して２億６，１００万円増となる予算としましたが、地域経済の活性化を図るため、道路新設改良事業や緊急しゅんせつ推進事業などの実施、滝の川公園テニスコート改修工事や老朽化した公共施設の改修などの実施のほか、ふるさと納税による寄附金額の予算増に伴う関連経費の増により、予算額２１２億１，９００万円で、前年度比１．２パーセントの増となっています。

性質別に見ますと、人件費については、会計年度任用職員の昇給などの増により、予算額３３億７，５２６万円で、前年度比０．２パーセントの増、物件費は、ふるさと納税経費の増などにより、予算額２７億２，７６９万円で、前年度比６．６パーセントの増、扶助費は、生活保護費の減などにより、予算額３６億２，４３７万円で、前年度比１．１パーセントの減、建設事業費は、老朽化

した公共施設の改修工事などの増により、予算額８億２，７４８万円で、前年度比１１．４パーセントの増、公債費は、計画的な借入れの成果などにより、予算額１５億８，９８２万円で、前年度比３パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費の減などにより、予算額４４億９，４０３万円で、前年度比０．７パーセントの減、公営住宅事業特別会計におきましては、委託料の増などにより、予算額４億４，１１５万円で、前年度比２．９パーセントの増、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定は、保険給付費の減などにより、予算額３９億１４２万円で、前年度比０．９パーセントの減、介護サービス事業勘定は、介護予防支援事業費の増などにより、予算額７，３８１万円で、前年度比１．８パーセントの増、介護保険特別会計総体では、予算額３９億７，５２３万円で、前年度比０．９パーセントの減、後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより、予算額７億１，５６７万円で、前年度比７．８パーセントの増、土地区画整理事業特別会計におきましては、事業終了に伴う特別会計の廃止により、皆減、下水道事業会計におきましては、工事請負費の減などにより、支出額２４億９１万円で、前年度比５．２パーセントの減、病院事業会計におきましては、医業費用の増などにより、支出額７９億７５９万円で、前年度比１．２パーセントの増となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、道路新設改良事業費３億４，１４０万円、滝の川公園テニスコート改修工事１億１，５４０万円、市役所庁舎エレベーター改修工事９，３５０万円、滝川西高等学校体育館改修工事５，８６４万円などを含め、総額で８億２，７４８万円、公営住宅事業特別会計では、４，８１０万円、下水道事業会計では、４億２，０１６万円、全体で前年度比７．８パーセント減の１２億９，５７４円を計上しました。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立については、農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備のため、道営土地改良事業負担金７５０万円、道営土地改良事業計画樹立事業負担金２７万円、農地・水路・農道などの地域資源の適切な保管理を行う地域組織の活動を支援するため、多面的機能支払交付金１億３，９８０万円を計上しました。

力強い産業の育成・雇用の確保については、地域おこし協力隊を活用し、滝川クラフトビール普及拡大及び新規就農支援対策を図るため、滝川クラフトビール普及拡大事業費３５０万円、新規就農支援対策事業費９０万円、起業や事業者の新たな取組などを支援し、地域経済の活性化を図るため、滝川市産業活性化協議会負担金３２０万円、分収造林地や市有林の適切な森林の管理を実施するため、森林管理事業費７２３万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

集客・交流事業の推進については、地域の優れた観光資源を生かし、観光事業の振興を図るため、たきかわ観光協会補助金１，００５万円、「総合交流ターミナルたきかわ」が多様な利用者ニーズに応じて魅力ある施設運営を行うため、総合交流ターミナルたきかわの指定管理代行負担金３００

万円を計上しました。

国際化の推進については、外国人在住者の生活支援や地域・企業への多文化理解促進を図るため、外国青年招致事業費 2, 275 万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

コンパクトで機能的な都市の形成については、市内経済の状況を考慮し、地域経済への波及効果の高い公共事業を実施するため、普通建設事業費 12 億 9, 574 万円、住宅や都市機能増進施設の立地の適正化を推進するため、立地適正化計画策定事業費 1, 200 万円、社会情勢の変化を踏まえた都市づくりを推進するため、都市計画マスタープラン改定事業費 390 万円、道路照明を LED 灯へ更新するため、道路照明 LED 化事業費 1, 480 万円、町内会などが管理している街路灯の LED 灯への切替えを促進し、老朽化した自立柱を撤去するため、街路灯設置費補助金 1, 164 万円を計上しました。

にぎわいのある中心市街地の活性化につきましては、出店者の初期投資を軽減することで、空き店舗の流動化を促進するため、店舗リノベーション支援事業補助金 170 万円を計上しました。

住宅ストックの適正管理については、既存住宅ストックの有効活用により子育て世帯を支援するため、住宅住み替え支援事業補助金 922 万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

市内公共交通の充実については、市内公共交通の充実を図るため、中空知地域公共交通計画策定事業費 170 万円、安心して暮らせる保健・医療環境の充実については、重度心身障がい者医療費の助成の拡大を図るため、重度心身障がい者医療費助成拡大事業費 365 万円、認知症予防を兼ねた脳ドック費用の一部を助成するため、脳ドック費用助成事業費 278 万円を計上しました。

災害に強いまちづくりについては、特殊詐欺や不審者などの地域の犯罪防止のため、防犯カメラ設置事業費 58 万円、歩行者の安全な通行を確保するため、東第 1 授業場通り線防護柵改修事業費 1, 700 万円、近年相次ぐ異常気象による河川氾濫を未然に防ぐため、緊急しゅんせつ推進事業費 2, 500 万円、安全で安心な消防体制の充実を図るため、高規格救急車更新事業負担金 120 万円、災害時に必要な備蓄品を確保し、避難所の運営を行うため、備蓄品購入費・避難所等経費 320 万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについては、ICT 教育のさらなる充実を図るため、1 人 1 台端末授業支援ソフト導入事業費 177 万円、児童生徒の通学支援を図るとともに、通学時の安全を確保するため、スクールバス運行事業費 5, 456 万円、江陵中学校と江部乙中学校の統合後の部活動への通学支援のため、中学校統合の部活動用通学支援事業費 48 万円、安全で安定した学校給食を提供するため、学校給食調理業務等民間委託事業費 1 億 2, 362 万円、安心して快適な学校環境整備のため、小中学校机椅子整備事業費 2, 907 万円、修学機会の拡大と併せて地域人材の定着などを旨とするため、國學院大學北海道短期大学部連携事業補助金 150 万円、國學院大學北海道短期大学部修学奨励金 1, 300 万円を計上しました。

滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについては、子育て世帯の経済的支援及び子育て相

談などの充実を図るため、うまれてくれてありがとう！健やか赤ちゃん支援事業費600万円、新生児の聴覚障がいを早期に発見するため、新生児聴覚検査費用助成事業費171万円、非課税世帯の小学生の通院に対して、初診時一部負担金を除く医療費全額を助成するため、子ども医療費助成事業費137万円、不妊・不育症の治療費用の助成により少子化対策の推進を図るため、不妊治療支援事業費200万円、安心して妊娠・出産できる環境を確保するため、妊婦健康診査支援事業費1,941万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについては、文化センター閉館に伴う費用及び文化センターの代替施設の整備などによる文化芸術振興を図るため、（仮称）滝川市民交流プラザ開設・運営管理事業費3,505万円、空知管内公共ホール等使用料助成事業費300万円、江部乙地域におけるコミュニティ活動の拠点として充実を図るため、農村環境改善センター運営委員会補助金20万円、市民の健康増進を目的に、老朽化した滝の川のテニスコートを改修するため、滝の川公園テニスコート改修事業費1億1,972円、美術自然史館の企画展示を行うため、企画展事業費59万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

情報化の推進については、自治体デジタルトランスフォーメーションの取組を進めるため、自治体DX推進事業費1,481万円を計上しました。

新型コロナウイルス感染症対策費については、新型コロナウイルス感染症対策として、機動的に予算を執行できるようにするため、予備費2,000万円を計上しました。

道路台帳電子化については、既存の道路台帳を電子化し、道路管理業務の効率化を図るため、道路台帳電子化費用530万円を計上しました。

公共施設の一元管理については、滝川市公共施設マネジメント計画に基づき、持続可能な公共施設運営を図るため、公共施設修繕事業費1億6,671万円を計上しました。

第三セクターの経営健全化については、第三セクターの経営改善を促進するとともに、安定的な経営を支援するため、滝川振興公社貸付金6億4,500万円を計上しました。

財政健全化の推進については、滝川市立病院経営改善計画に基づき市と市立病院が一体となって取組を進めるため、滝川市立病院経営改善計画実施支援事業費2,077万円を計上しました。

次に、これらに見合う令和4年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税について、個人市民税、法人市民税ともに新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度持ち直すと予想し増額を見込みました。

固定資産税については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した場合の軽減措置が終了することから増額を見込みました。

軽自動車税については、車両台数は減少が予想されますが、初年度登録から13年経過し重課となる車両が増えることから増額を見込みました。

市たばこ税については、税率改正の影響を考慮し増額を見込みました。

収納率については、現年度分98.1パーセント、滞納繰越分9.1パーセント、合わせて88.

５パーセントを確保する予算としたところ、市税全体では、対前年２億５，９６５円増の４２億７，５７７万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて、対前年７億１，０８７万円増の７０億７，３３９万円、ふるさと納税による寄附金については、令和３年度決算見込みを踏まえて、対前年２億円増の１５億円、その他の歳入としまして、国庫支出金２９億５，９２４万円、道支出金１２億７，８０７万円、市債７億２，０７６万円を計上しました。

基金繰入金については、対前年２億４，１８６万円減の２億円を計上しております。

以上、令和４年度の各会計予算案の大綱について、申し上げます。

厳しい財政運営の中にありますが、予算計上に当たっては、継続事業に一定の配慮を行ったほか、将来にわたり市民の皆様が安心して暮らせるまちの実現に向けた取組に十分配慮したところです。

市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なるご審議と適切なるご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字の読み間違いなどがございましたら、お手元にお配りしている文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます、市政執行方針及び予算大綱の説明といたします。

以上であります。

○議 長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 令和４年度の教育行政の基本的な考えを申し上げます。

人工知能などの最先端のデジタル技術が社会を大きく発展させようとしている一方で、足元では不登校やヤングケアラーなどの子供たちを取り巻く社会的な課題は多様化・複雑化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症は教育にも大きな影響を与えており、「学校の新しい生活様式」の中で、児童生徒の学びを保障していくことが求められています。

こうした中、学校教育においては、国のＧＩＧＡスクール構想を踏まえ、基盤的ツールであるＩＣＴを効果的に活用しながら、子供たちを誰一人取り残すことなく育てる「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進めることで、持続可能な社会のづくり手として求められる資質・能力を着実に育成することが重要です。

また、地域においては、市民一人一人が自らの個性や能力を生かしながら社会活動に参画するとともに、生涯にわたって生き生きと学び続けることができる環境を整えていくことが求められています。

教育委員会といたしましては、教育大綱及び教育推進計画で定めた「未来を拓く『たきかわっ子』の育成」と「誰もが学び、誰でも参加できる環境づくり」という２つの基本理念に基づき、学校関係者や市民の皆様と連携・協働しながら豊かな教育の実現を目指して、教育行政を推進してまいります。

初めに、学校教育について申し上げます。

当市の教育に関する基本方針である滝川市教育推進計画については、令和５年度を始期とする次期計画の策定に向け、国の教育振興基本計画、北海道教育推進計画を踏まえつつアフターコロナ時

代の教育の在り方について検討してまいります。

I C T教育については、高度情報社会を生きる、全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現に向けて、学校におけるI C T環境の充実がますます求められています。このような中、G I G Aスクール構想により整備された1人1台端末により、学習者用デジタル教科書や授業支援システムなどのソフトウェアを効果的に活用し、情報活用能力の育成を図ります。

また、I C Tを活用する教職員のスキルアップについては、引き続き空知教育センターが主催するG I G Aスクール対応講座やプログラミング教育に関する研修の活用を促し、I C T環境下での実践力を養成します。

学力向上対策については、学びサポーターの継続配置と併せ、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に対応すべく特別支援学級支援員を増員するなど、より充実した学習環境を確立するとともに、小・中学校連携による「家庭学習強化週間」の取組を継続します。また、児童個々に応じたきめ細かな指導や授業を担当する教員への指導・助言を通して授業の改善を図る、北海道教育委員会の「授業改善推進チーム活用事業」を滝川第三小学校と西小学校において実施し、併せて他の学校へ広げることにより市全体の学力向上を図ります。

次世代を担う子供たちが国際的な感覚を身につけ、コミュニケーション能力や英語力を養えるよう、引き続き小・中・高等学校に外国語指導助手（A L T）を配置するとともに、実践的な英会話に挑戦する小学校「英語d eトライ」や中学校「E n g l i s hトライアル」を実施します。また、「英語能力判定テスト（英検I B A）」や千歳科学技術大学監修のe ラーニングシステムなども活用し、外国語教育の充実に取り組みます。

体力向上対策については、体育授業以外にも、より多くの運動の機会を創出するため、特別活動の体育的行事や授業間の休憩時間を活用した外遊びなどの取組を促進するほか、北海道教育委員会の「どさん子元気アップチャレンジ」などを活用し、環境づくりに努めます。

特別支援教育については、引き続き滝川市教育支援委員会議による教育相談を実施するとともに、一人一人の障がいの状況に寄り添った個別の教育支援計画を作成し、特別な支援を必要とする児童生徒が幼児期から一貫した支援を受けられるよう、福祉部局などと連携して取り組みます。

不登校児童生徒への対応については、「不登校が生じない魅力ある学校づくり」「不登校傾向のある児童生徒を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援」、「不登校児童生徒に合ったきめ細かな継続的な支援」の3つの視点を明確にし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの相談体制を維持するとともに、適応指導教室を活用してまいります。また、江陵中学校区においては、小学校から中学校への円滑な接続を目的とした北海道教育委員会の「中1ギャップ問題未然防止事業」に取り組み、生徒指導の諸課題の解決を図るとともに、その取組を市内の他の小・中学校へ広げます。

いじめの防止対策については、各校のいじめ対策組織の体制を十分に機能させ、昨今増加が懸念されるS N Sによるインターネット上のいじめ、新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや差別、偏見などにも対応すべく、いじめ防止専門委員会やいじめ問題対策連絡協議会の専門的な知見も取り入れ、未然防止と早期発見・早期対応に努めます。また、子供たちがいじめ問題を主体的に

考えるための「絆づくり成果交流会」を開催し、各学校の児童会・生徒会活動をお互いに共有し合うとともに、「いじめを絶対に許さない学校づくり」の取組を支援します。

教職員の働き方改革については、滝川市教育委員会で定めた「業務改善推進プラン」に基づき、業務の効率化や見直しを図るとともに、感染症対策や学級事務等を補助するスクール・サポート・スタッフなどの専門スタッフを配置します。また、留守番電話の設置、部活動指導に関する負担軽減などの取組を推進し、教職員の長時間勤務の解消に努めます。

小・中学校の環境整備については、令和元年度から行ってきた児童生徒用の机・椅子の更新が、令和4年度に行う滝川第一小学校、東小学校、明苑中学校の更新をもって完了します。引き続き、施設の安全点検を定期的に行うとともに、大規模改修として、水道直圧化改修工事のほか、滝川第一小学校体育館窓下外壁改修工事、滝川第二小学校給食室給水管等改修工事、東小学校外壁等改修工事、明苑中学校体育館屋根等改修工事などを実施します。

小・中学校の適正配置については、「第2期 滝川市小・中学校適正配置計画」に基づき、各校区の保護者や地域住民との意見交換を行いながら、将来的な児童生徒数の減少も見据え適正規模や配置について検討します。また、江部乙中学校と江陵中学校の統合に関しては、生徒たちが新たな学習環境にスムーズに移行できるよう配慮を続けるとともに、江部乙地区のスクールバスを増便し、生徒の通学支援及び安全確保に努めます。

コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会ごとの活動をサポートするとともに、協議会同士の連携も視野に入れながら地域と共にある学校づくりに取り組みます。また、学校支援地域本部事業については、引き続き地域ボランティアの派遣により教育活動への支援の充実を図ります。

滝川西高等学校については、高校教育改革の流れを踏まえ、スクールミッションを「礼儀と規律を重んじ、文武両道に励み、志の達成に努める生徒の育成を目指し、一人ひとりを大切に教え導くことで、地域に貢献すること」と定め、これまでの普通科と情報マネジメント科の特徴を生かした取組などをスクールポリシーに含め、魅力ある学校づくりを一層推進してまいります。

特に、令和4年度から学年進行で適用される新学習指導要領で重要とされた、情報教育や防災・安全教育の充実のほか、国際社会や地域社会に貢献する意欲や態度を養う教育活動の工夫が図られるよう、令和4年の創立50周年の節目に合わせ、体育館の大規模改修や、私物のタブレット端末等を学校に持ち込んで使用するいわゆる「BYOD」に向けたICT機器の拡充など、教育環境の整備に努めます。

英語教育・国際理解教育については、外国語指導助手（ALT）を活用し、日常英会話のほか、目的や場面に応じた英語でのコミュニケーション能力の向上を図るとともに、姉妹校であるアメリカ・ロングメドール高校、並びに交流提携校であるスウェーデン・ヴィトフェルスカ高校と、オンラインなどの可能な形で交流を継続し、異文化に対する理解を深めることで、グローバル人材の育成を図ります。

キャリア教育については、社会や地域とのつながりを意識し、地元の國學院大學北海道短期大学部をはじめとする高等教育機関、企業、関係機関と連携して、ガイダンス機能やインターンシップなどの探求的、体験的活動を充実させることで、生徒の多様な進路希望の実現を図ります。

次に、社会教育について申し上げます。

様々な制約のあるコロナ禍においても、子供たちの豊かな心や感性を育める環境づくりを進めるため、プロの音楽演奏などの文化芸術を身近で鑑賞・体験するアウトリーチ事業を実施するとともに、地域の関係者等との連携の下、新たな生活様式に即した青少年健全育成事業の形を検討してまいります。外出自粛などに伴う在宅時間の増加により、子供たちがスマートフォンなどに触れる時間が増え、全国的にはSNSを通じたトラブルがますます多様化、深刻化しています。こうした環境の変化を捉え、子供たちが被害に遭わないための対策について検討を進めます。

滝川市文化センターについては、本年3月をもって全館閉館とし、新たなホール機能を持った施設建設に向け市長部局と検討を進めるとともに、代替施設としては、ホテルスエヒロの一部を借り上げ、ホール、会議室、和室などの多様な空間を市民に提供する「滝川市民交流プラザ」をオープンします。併せて、大ホールの代替として空知管内のホール施設を利用する場合には施設使用料の一部を助成し、市民の文化活動を支援します。

美術自然史館の企画展では、郷土館に収蔵されている人造石油の関係資料が、昨年9月に国立科学博物館より重要科学技術史資料に登録されたことを受け、特別展「石油ヲ造レー東洋一の人造石油滝川工場」を開催します。人造石油は戦前から戦後にかけての滝川の歴史を語る上で欠かすことのできないプロジェクトでしたが、長い年月がたちその“記憶”が薄れつつあります。本特別展では、滝川に東洋一の化学工場があったことを改めて多くの方々に知っていただくとともに、市民の皆さんにもふるさとの大きな歴史の1ページを振り返っていただきます。

図書館については、暮らしに役立つ地域の情報を提供するために市内の商店や団体・サークルを紹介する「まちなかコンシェルジュ」を引き続き実施します。また、ルーツ探しや調べ学習等で活用できるよう、市内各所においてまちの移り変わりを記録する定点撮影を継続し、市民と協働しながら地域情報と結びつけていく、新たな地域資料を作成します。

子供の読書活動については、調べ学習を支援する「調べる窓口」を充実させ「滝川市立図書館を使った調べる学習コンクール」につなげるとともに、第2次滝川市子どもの読書活動推進計画に基づき、読書習慣の定着や自ら学び考える力を育む施策を推進します。

滝の川公園内テニスコートの整備については、第1期工事で整備済みの6コートのうち、第2期工事への影響が少ない4コートを先行して仮オープンするとともに、令和5年度からの全面供用開始に向け、残りの2コート、管理棟、トイレなどの整備を進めます。

パラリンピックとの連携事業を通して醸成してきたノーマライゼーションを引き続き推進するため、市内小学校でのアダプテッドスポーツの出前授業を実施します。また、各種スポーツイベントへの支援を行うとともに、コロナ禍におけるスポーツ振興事業の在り方や対策について検討を続けます。

教育委員会としましては、将来、日本や世界を舞台に活躍する子供たちが、ふるさと滝川の文化や歴史に誇りと愛着を持ち、たくましく成長するとともに、市民一人一人がスポーツや文化活動を通して生きがいを持ち、心豊かに暮らすことができるよう学校・家庭・地域と連携しながら各種教育施策の充実に努めてまいります。

以上、令和４年度の教育行政執行方針を申し上げます。

市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、誤読などがございましたら、お手元にお配りしております文書が正しいものでございますので、ご容赦をお願いします。

以上、教育行政執行方針の説明といたします。

○議長 長 ここで新型コロナウイルス感染拡大防止対策としまして、議場内の換気を行いたいと思いますので、若干休憩を入れたいと思います。再開は１１時１０分といたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時０４分

再開 午前１１時１０分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第１３号及び議案第１８号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第１３号 滝川市民交流プラザ条例についてご説明申し上げます。

制定の趣旨としましては、市民の生活、文化の向上に寄与するとともに、集会等の用に供するため設置されてきた滝川市文化センターを廃止することに伴い、文化センターが担ってきた機能を代替する施設を設置するに当たり、地方自治法の規定により公の施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定めたいとするものでございます。

本条例は、全１５条から構成されており、第１条では設置の目的として、市民の文化芸術活動及び交流の促進を図るとともに、集会等の用に供するためとしております。

第２条では、施設の名称及び位置、第３条では事業、第４条では使用の許可、第５条では使用の制限についてそれぞれ規定するものでございます。

第６条は、使用料を別表で定める規定でございます。２ページ下段からの別表にありますとおり、現在の文化センターを参考にしながら、使用区分、時間区分ごとに料金を設定しております。メインホールが文化センター大ホールの代替の位置づけであり、ステージや音響、照明設備を備えた会場となります。客席の使用や舞台技術者の要不要に応じた料金設定としております。また、小ホールから各交流ルーム、和室につきましては、文化センター会館棟の各会議室の面積や料金を参考にし、市民の皆さんが利用しやすい料金設定といたしました。

１ページに戻りまして、第７条では使用料の減免、第８条では使用料の不還付、第９条では目的外使用等の禁止について規定しており、次ページに参りまして、第１０条では特別設備等の許可、第１１条では使用の許可の取消し、第１２条では許可なく販売行為を行うことの禁止、第１３条では原状回復、第１４条では施設等の破損の届出と損害賠償についてそれぞれ規定し、第１５条では規則への委任について規定するものでございます。

最後に、附則第１項において、この条例の施行期日を令和４年４月１日とし、第２項において使

用許可の手続などの準備行為を条例施行前に行うための規定でございます。

以上、議案第13号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第18号 滝川市文化センター条例を廃止する条例についてご説明いたします。

滝川市文化センターにつきましては、市民の生活、文化の向上に寄与するとともに、集会等の用に供するため昭和48年6月に開館して以来芸術文化の発表や鑑賞の場として、また各種会議など市民活動の場として多くの市民の皆様にご活用いただいていたまいりましたが、建設から相当な年数が経過し、施設老朽化が著しいことから、今年度末をもって閉館したいとするものです。つきましては、文化センターが担ってきた機能を代替する滝川市民交流プラザの設置に併せて滝川市文化センター条例を廃止し、施行期日を令和4年4月1日としたいとするものです。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第15号、議案第16号及び議案第19号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第15号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の2ページの下段にあります。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行等に伴い改正したいとするもので、滝川市国民健康保険税における未就学児の被保険者均等割額について、その5割の軽減を行うため改正するものでございます。

改正の内容につきましては、議案参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表のほうを御覧ください。資料の1ページ、第138条から4ページの中段になりますが、第161条第1項までの改正につきましては、いずれも地方税法の改正等に伴う条文の整理です。

4ページの中段になります。第161条に新たに第2項を追加し、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該被保険者均等割額は、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額と規定するものです。4ページにあります第1号は、基礎課税額の被保険者均等割額で、5ページにあります(2)の第2号は後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額です。第1号、第2号ともアにつきましては、記載のとおり、前項第1号ア、またはウに規定する金額を減額した世帯、いわゆる2割軽減世帯、イは同じく第2号に規定する金額を減額した世帯、いわゆる5割軽減世帯、ウは同じく第3号に規定する金額を軽減した世帯、いわゆる7割軽減世帯、エはそれ以外の軽減を受けていない世帯についてそれぞれ記載の額を減額するもので、第1号になりますけれども、基礎課税分につきましてはアの2割軽減世帯については9,240円、イの5割軽減世帯は5,775円、ウの7割軽減世帯は3,465円、エのその他の軽減を受けていない世帯は1万1,550円を軽減し、5ページにある第2号ではアは2,640円、イは1,650円、ウは990円、エは3,300円を軽減し、いずれも改正前の半額とするものです。

なお、軽減された分につきましては、国2分の1、道4分の1、市4分の1の割合で公費負担される制度となっております。

5ページ、第161条の2から9ページになりますけれども、附則第52条までは、いずれも地方税法の改正等に伴う条文の整理です。

最後のページ、10ページになりますが、附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第16号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これも議案の下にあります説明にありますように、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正するもので、後期高齢者医療の窓口における自己負担割合の見直しにより、2割負担となる方も重度心身障害者医療における支給対象者となるよう市民福祉条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、議案参考資料、新旧対照表でご説明いたしますので、資料を御覧ください。第41条、重度心身障害者医療の対象者で、第1項は支給対象者を規定した条文で、第2項では支給しない者を規定しております。その中の第6号で高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者を支給しない者としていますが、括弧書きで除く者として結果的に対象となる方として、改正前は高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第2号に掲げる者としており、今までは3割負担の方が支給対象とされていましたが、法改正により法第67条第1項の第2号が新たな第3号となり、そこに新たな2割負担の方を第2号として追加されたため条例も第2号及び第3号と改正し、2割負担となる方も対象となるよう改正したいとするものでございます。

附則で、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいのので、同条の規定に基づき、議会の議決を得たいとするものでございます。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設は、扇町地区コミュニティセンター、幸町地区コミュニティセンター、大町地区コミュニティセンター、西地区コミュニティセンター、北地区コミュニティセンター、中地区コミュニティセンター、緑地区コミュニティセンター、東地区コミュニティセンター、本町地区コミュニティセンター、三世代交流センター北地区分館、東滝川地区転作研修センターの11施設で、各施設の所在地はそれぞれ議案に記載のとおりでございます。

2の指定管理者となるべき団体は各運営委員会で、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名につきましては議案に記載のとおりでございますので、お目通し願います。

2ページの下になります。一番下になりますが、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

なお、選定方法につきましては、地域との結びつきが強い地域密着型施設であることから、非公募により選定しております。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第20号及び議案第21号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第20号 公の施設の指定管理者の指定についてご

説明いたします。

この議案は、地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中地区児童センター、指定管理者となるべき団体は中地区コミュニティセンター運営委員会、会長、坂井祝雄氏、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

続きまして、議案第21号、今ほど申し上げました議案第20号と同様、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市身体障害者福祉センター、滝川市地域ふれあいセンター及び虹のかけ橋公園の3施設、指定管理者となるべき団体は滝川身体障害者福祉協会、会長、後藤千恵子氏、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

選定方法につきましては、地域との結びつきが強い地域密着型施設であることから、非公募により選定しております。

以上、議案第20号及び第21号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 以上をもちまして令和4年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から議案第7号までの各会計予算、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第18号から議案第21号までの説明を終了いたします。

◎日程第6 報告第1号 専決処分について（令和3年度滝川市一般会計補正予算（第13号））

○議長 長 日程第6、報告第1号 専決処分について（令和3年度滝川市一般会計補正予算（第13号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことに伴い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は、令和3年度滝川市一般会計補正予算（第13号）です。新型コロナウイルスワクチン接種費用の補正となっています。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ5,081万円を追加し、予算の総額を238億2,944万6,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

専決処分年月日は、令和4年2月1日でございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8

ページ、9ページをお開き願います。4款1項2目予防費、補正額5,081万円の増額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございます。令和3年度末までの新型コロナウイルスワクチン接種費用の実績を見込み増額補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で措置されるものです。

以上、歳出合計で5,081万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。17款1項2目衛生費負担金は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で5,081万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第7 議案第8号 令和3年度滝川市一般会計補正予算（第14号）

○議 長 日程第7、議案第8号 令和3年度滝川市一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第8号 令和3年度滝川市一般会計補正予算（第14号）についてご説明いたします。

今回の補正は、丸加高原専用水道改修工事実施設計を実施するための補正のほか、他会計繰出金、各基金への積立金など、年度末を控え各経費の確定見込みによる過不足の調整などの補正及び令和2年度国庫補助金等の確定に伴う返還のための補正などが主な内容となっています。

1ページを御覧ください。第1条第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億9,779万5,000円を追加し、予算の総額を250億2,724万1,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費の補正ですが、翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、第

2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正ですが、地方債の追加及び変更は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正でございます。追加4件で、1件目は令和4年度に繰り越して使用する経費のうち、住民記録システム改修事業につきましては、マイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化の実施に伴い、住民記録システムを改修するため補正したいとするものですが、事業が年度内に完了しないため繰越明許費としたいとするもので、繰越額は297万円となります。次に、下水道事業会計出資金につきまして、下水道事業会計の合流改善事業における社会資本整備総合交付金について北海道内で事業間調整が行われ、当市への追加配当が決定したところですが、事業が年度内に完了しないため繰越明許費としたいとするもので、繰越額は1,503万7,000円となります。次に、道営土地改良事業負担金につきましては、国の令和3年度第1次補正予算に対応するため補正したいとするものですが、事業が年度内に完了しないため繰越明許費としたいとするもので、繰越額は2,500万円となります。最後に、丸加高原専用水道改修工事実施設計事業につきましては、専用水道の設置から30年が経過し、老朽化が著しいことから、全面改修工事を実施するに当たり、工事に係る実施設計業務を行うため補正したいとするものですが、事業が年度内に完了しないため繰越明許費としたいとするもので、繰越額は4,026万円となります。

7ページに入りまして、第3表、地方債補正でございます。追加1件、変更2件ですが、まず追加であります。丸加高原専用水道改修事業債、限度額4,020万円を追加したいとするもので、丸加高原専用水道改修工事実施設計を実施するための財源としたいとするものです。次に、変更ですが、道営経営体育成基盤整備事業債を2,500万円を増額し、3,500万円に、臨時財政対策債を3億3,636万5,000円を減額し、3億8,972万1,000円としたいとするものです。なお、道営経営体育成基盤整備事業債につきましては、道営土地改良事業負担金の増に伴うもので、臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定及び令和3年12月の普通交付税再算定により、令和3年度に限り臨時財政対策債償還基金費として1億4,708万5,000円の交付を受けたことに伴い同額を借入れせずに対応できたことから、借入額を3億8,972万1,000円に減額したいとするものです。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額11億2,916万8,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございます。令和3年度の市税収入を当初予算と比較し、2億1,760万7,000円増額することができたこと及び地方交付税が国税収入の増などに伴い再算定されたことを受け、当初予算と比較し8億5,070万1,000円の増となったことのほか、基金利息収入、寄附金等の見込額の確定により昨年度の積み残し分と合わせて各基金へ積立てをし、将来の財政需要に対応するため補正したいとするものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額297万円の増額につきましては、その他戸籍住民基

本台帳に要する経費の補正でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による住民基本台帳法の一部改正により、マイナンバーカード所有者の転出転入手続がワンストップ化されることに伴い住民記録システムを改修するため補正したいとするもので、費用の全額が総務省の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で措置されるものです。

3款1項1目社会福祉費、補正額15万7,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。寄附金の見込額の確定に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて社会福祉事業振興基金へ積立てするため補正したいとするものです。

3款1項2目障害者福祉費、補正額3,347万3,000円の増額につきましては3点ございまして、1点目は障害者自立支援給付に要する経費の補正でございます。介護給付費扶助及び訓練等給付費扶助等の実績を見込み、3,156万2,000円を補正したいとするものです。2点目は、障害者自立支援医療に要する経費の補正でございます。更生医療費扶助の実績を見込み、1,487万3,000円を補正したいとするものです。3点目は、重度心身障害者医療に要する経費の補正でございます。重度心身障害者医療の実績を見込み、1,296万2,000円を減額補正したいとするものです。

3款1項3目老人福祉費、補正額4,338万9,000円の減額につきましては2点ございまして、1点目は北海道後期高齢者医療に要する経費の補正でございます。令和2年度分市町村療養給付費負担金の精算に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合負担金2,894万5,000円を減額補正したいとするものです。2点目は、老人措置に要する経費の補正でございます。養護老人ホーム措置費の実績を見込み、1,444万4,000円を減額補正したいとするものです。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額1,743万6,000円の減額につきましては2点ございまして、1点目は子ども医療に要する経費の補正でございます。子ども医療費の実績を見込み、1,040万4,000円を減額補正したいとするものです。2点目は、ひとり親家庭等医療に要する経費の補正でございます。ひとり親家庭等医療の実績を見込み、703万2,000円を減額補正したいとするものです。

3款2項2目保育所費、補正額1,601万9,000円の減額につきましては、保育所等の運営管理に要する経費の補正で4点ございます。次のページにわたりますが、1点目は花月保育所、江部乙保育所及び二の坂保育所における入所児童数の増加や公定価格の改定により、花月保育所運営費委託料52万8,000円を、江部乙保育所運営費委託料283万6,000円を、二の坂保育所運営費委託料228万3,000円をそれぞれ増額補正するほか、一の坂保育所につきましては入所児童の年齢区分に当初見込みとの違いが生じたことなどにより一の坂保育所運営費委託料39万9,000円を減額補正したいとするもので、増額補正費用の一部が内閣府の子どものための教育・保育給付費負担金及び北海道の子どものための教育・保育給付費負担金で措置されるものです。2点目は、国の令和3年度補正予算において保育士や幼稚園教諭等の処遇改善を行うための新たな交付金が創設されたことから、私立保育所及び私立幼稚園に対し、令和4年2月、3月分の処遇改善に係る費用として保育士等処遇改善臨時特例補助金を交付するため250万円を補正したいとするもので、費用の全額が内閣府の保育士等処遇改善臨時特例交付金で措置されるものです。3

点目は、他市町の保育所及び幼稚園を利用する児童の実績を見込み、広域入所負担金１６９万７，０００円を減額補正したいとするものです。４点目は、滝川幼稚園及び滝川白樺幼稚園の利用者数の実績も見込み、滝川幼稚園運営費負担金９９９万円を、滝川白樺幼稚園運営費負担金１，２０８万円をそれぞれ減額補正したいとするものです。

３款４項１目国民年金費、補正額１３万２，０００円の増額につきましては、国民年金事務に要する経費の補正でございます。令和４年４月１日から年金手帳が廃止され、基礎年金番号通知書に移行することに伴い、国民年金適用関係届け書作成仕様書等が変更されることから、国民年金システムの改修を行うため補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の国民年金事務費負担金で措置されるものです。

４款１項４目環境衛生費、補正額２９９万５，０００円の減額につきましては、墓地の運営管理に要する経費の補正でございます。中空知衛生施設組合（滝の川斎苑分）の前年度繰越金の確定により、維持管理費に係る負担金を減額補正したいとするものです。

４款１項５目他会計繰出金、補正額５，２４５万６，０００円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。特別会計の補正に伴う一般会計負担分の整理及び地方交付税の額の確定などに伴い、国民健康保険特別会計繰出金は１，１９０万８，０００円を、病院事業会計は４，５７５万８，０００円をそれぞれ増額補正し、後期高齢者医療特別会計繰出金は５２１万円を減額補正したいとするものです。

４款２項１目じん芥処理費、補正額４，１７０万６，０００円の減額につきましては、じん芥の収集処理に要する経費の補正で２点ございます。１点目は、中空知衛生施設組合（ごみ処理施設分）の前年度繰越金の確定により、維持管理費に係る負担金３，４７２万８，０００円を減額補正したいとするものです。２点目は、中・北空知廃棄物処理広域連合の前年度繰越金の確定及び売電収入の増額等により、負担金６９７万８，０００円を減額補正したいとするものです。

６款１項２目農業振興費、補正額３６３万円の増額につきましては２点ございまして、１点目は農業の振興に要する経費の補正でございます。基金利息収入の確定に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて農業振興基金へ積立てするため３０万１，０００円を補正したいとするものです。２点目は、担い手育成に要する経費の補正でございます。国の令和３年度補正予算により実施される担い手確保経営強化支援事業は、意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする地域の担い手が農業用機械等を導入する際の事業費の一部を助成する事業であり、採択を受けた１経営体に対し助成金を支出するため３３２万９，０００円を補正したいとするもので、費用の全額が農林水産省の強い農業づくり事業費補助金で措置されるものです。

次のページをお開き願います。６款１項４目農地費、補正額２，５００万円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。ＴＰＰ等関連政策大綱に基づく施策として、国の令和３年度補正予算により北海道が実施する土地改良事業費が追加されたことに受け、負担金を補正したいとするものです。

６款２項１目林業振興費、補正額１，０５３万２，０００円の増額につきましては、林業振興に要する経費の補正でございます。造林木の販売収入の額の確定に伴い、昨年度の積み残し分と合わ

せて林業振興基金へ積立てするため補正したいとするものです。

7款1項3目丸加高原健康の郷費、補正額4,026万円の増額につきましては、丸加高原専用水道に要する経費の補正でございます。丸加高原専用水道の設置から30年が経過し、老朽化が著しく進んだことで給水関連設備等の故障が増加しており、水道水の安定供給に支障を来すおそれがあることから、丸加高原専用水道改修工事に着手するため、実施設計費用を補正したいとするものです。

9款1項1目消防費、補正額2,662万3,000円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。滝川地区広域消防事務組合の前年度繰越金の確定等により負担金を減額補正したいとするものです。

10款6項1目社会教育費、補正額30万円の増額につきましては、社会教育振興に要する経費の補正でございます。寄附金の見込額の確定に伴い、社会教育事業振興基金へ積立てするため補正したいとするものです。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額4,788万5,000円の増額につきましては、令和2年度国庫補助金等の確定に伴う返還金の補正でございます。内訳といたしましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金192万円、同事務費補助金88万8,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1万円、同事務費補助金174万2,000円、子ども・子育て支援交付金214万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金4,118万円となっております。

以上、歳出合計で11億9,779万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目個人市民税から1款5項1目都市計画税までは、実績見込みによる増額補正でございます。

13款1項1目地方交付税8億5,070万1,000円の増額につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

17款1項1目民生費負担金から17款2項8目民生費交付金までは、いずれも歳出関連でございます。

下段から次のページにかけ、18款1項1目民生費負担金から20款1項4目衛生費負担金までは、いずれも歳出関連でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。20款1項5目農林業費寄附金及び20款1項8目教育費寄附金は、いずれも歳出関連でございます。

21款2項1目基金繰入金8,000万円の減額につきましては、財政調整基金繰入金の減額でございます。財政調整基金繰入金につきましては、地方交付税の増額などにより当初予算で見込んでおりました基金繰入れを取りやめ、基金残高の確保に努めたいとするものでございます。

22款1項1目繰越金4億193万2,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

23款5項2目雑入2,640万円の増額につきましては、中空知衛生施設組合の前年度決算に

伴う施設整備に係る負担金の返還によるものでございます。

24款1項3目農林業債から24款1項7目商業債までは、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で11億9,779万5,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。木下議員。

○木下議員 私のほうからは、丸加高原専用水道改修工事実施設計事業について伺います。

2月17日に開催された経済建設常任委員会において、この補正予算の内容に関連して今後も継続して丸加高原専用水道からの水道使用が見込まれる施設としては、ひつじの館とそらぶちキッズキャンプの2か所のみであるという説明がありました。今回の丸加高原専用水道改修工事実施設計事業では、計画水量の見直しに沿った改修が必要ということでしたが、ここに含まれていない丸加高原伝習館、グリーンヒル丸加及びオートキャンプ場の今後の取扱いについてどのように考えているのかを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。観光国際課長。

○観光国際課長 丸加高原専用水道改修工事実施設計事業に関連する各施設の取扱いについてのご質問でしたが、丸加高原専用水道の改修におきましては、まずその前提として水質が安定するよう今後も継続した水道使用が見込まれる施設と水量を見越した上で適切な計画水量の算定を行い、計画検討する必要があります。ご質問の丸加高原伝習館、グリーンヒル丸加、オートキャンプ場につきましては、これまで民間企業の施設活用も含め検討を進めてまいりましたが、施設、設備の老朽化や維持費の問題などから、今後においても活用が困難であると判断をしたところでございます。したがって、これら3施設は廃止の方針とし、給水対象施設に含めないこととしたところでございます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 1件だけ再質疑させていただきます。

3施設の廃止の方針とするということですが、去年の第3回定例会で私から通告質問した丸加高原伝習館の今後の在り方について、今年度中にその方向性を決定し、お示ししたいという答弁がありました。これらの施設廃止後における丸加高原についてどのように考えているのかをお聞きいたします。

○議長 長 観光国際課長。

○観光国際課長 丸加高原の今後については、既に江部乙商工会をはじめ農業委員会や江部乙地域を拠点に活動する市民団体の代表者の方々ともそれぞれ意見交換をさせていただいたところですが、丸加高原は自然が豊かで景観が美しく、自然体験活動や景勝地としても人気の観光スポットとなっており、こうした自然環境や景観を維持し、環境を壊さない形での活用について複数のご意見をいただいたところでございます。今後の在り方につきましては、こうした丸加高原本来の魅力を生かし、既存の施設群に頼らない形で景観の維持や自然環境を生かした活動が行えるよう、継続して利

用されるひつじの館や草地を利用している松尾めん羊牧場、そして隣接するそらぶちキッズキャンプとの連携はもちろんでありますが、自然体験などで活用されている団体、そして地域の方々と共に活用について考える場も設けていく、このように考えてございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

この辺りで昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時58分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第9号 令和3年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議 長 日程第8、議案第9号 令和3年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第9号 令和3年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険給付費が当初予算より増加する見込みであることなどによるものでございます。

1 ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,063万7,000円を追加し、予算の総額を47億5,172万1,000円としたいとします。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページ、3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

4 ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。補正の内容についてご説明いたします。次の 6 ページ、7 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 1, 7 0 5 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、所得が減少した世帯の保険税を減免したことによる減が 5 1 4 万 6, 0 0 0 円、一般会計繰入金のうち保険基盤安定負担金等が増えたことによる減 1, 1 9 0 万 8, 0 0 0 円、合わせて 1, 7 0 5 万 4, 0 0 0 円の減額となります。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の内訳は記載のとおりでございます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免分の 5 1 4 万 6, 0 0 0 円につきましては、全額国費、道費で補填されます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目国民健康保険制度関係業務事業費補助金 7 6 万 8, 0 0 0 円の増額につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業補助が当初予算では道支出金として組んでおりましたが、国庫補助金に振り替えられたことによるものでございます。

2 目災害臨時特例補助金 3 0 8 万 7, 0 0 0 円の増額につきましては、先ほどの新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免のうち 1 0 分の 6 を国から支出されるものでございます。

3 款道支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金 2 億 7 9 6 万 9, 0 0 0 円の増額です。内訳としましては、1 節の普通交付金は保険給付費が増加する見込みにより 2 億 6 6 7 万 8, 0 0 0 円の増額、2 節特別交付金は保険税減免のうち 1 0 分の 4 に相当する 2 0 5 万 9, 0 0 0 円の増額とマイナンバーカードの支援事業分の 7 6 万 8, 0 0 0 円の減額、合わせて 1 2 9 万 1, 0 0 0 円の増額となっております。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1, 1 9 0 万 8, 0 0 0 円の増額につきましては、保険基盤安定負担金繰入金、財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う増額でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金 3 9 5 万 9, 0 0 0 円の増額につきましては、令和 2 年度災害等臨時特例補助金及び令和 2 年度特定健康診査等負担金の返還財源を繰越金に求めるための増額でございます。

以上、歳入合計で 2 億 1, 0 6 3 万 7, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

次のページ、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款総務費につきましては、財源充当の変更によるものです。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 1 億 6, 9 2 0 万 4, 0 0 0 円の増額、3 目一般被保険者療養費 1 4 3 万円の増額、2 項 1 目一般被保険者高額療養費 3, 6 0 4 万 4, 0 0 0 円の増額につきましては、いずれも医療費が当初見込みより増えたことによるものでございます。

8 款諸支出金、1 項 3 目償還金 3 9 5 万 9, 0 0 0 円の増額につきましては、令和 2 年度災害等臨時特例補助金及び令和 2 年度特定健康診査等負担金の償還金額の確定によるものでございます。

以上、歳出合計で 2 億 1, 0 6 3 万 7, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第 9 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第9 議案第10号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第9、議案第10号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第10号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、市有地の売却による不動産売買収入及び繰越金の増額に伴う基金積立金の増額のための補正でございます。

議案の1ページをお開きください。第1項において歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,782万1,000円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ5億5,009万円とするものでございます。

第2項において補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。3款2項1目基金積立金、補正額7,782万1,000円につきましては、令和3年1月から12月に売却した21区画分の収入について公営住宅等事業基金へ積立てするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款2項1目不動産売却収入、補正額7,168万円につきましては、令和3年4月から12月の令和3年度に売却した19区画分の収入でございます。

4款1項1目繰越金、補正額614万1,000円につきましては、令和3年1月から3月の令和2年度に売却した2区画分の収入を繰越金とするものでございます。

以上、歳入歳出予算ともに7,782万1,000円の増額となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ合計で5億5,009万円となったところでございます。

以上を申し上げて、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第10 議案第11号 令和3年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長 長 日程第10、議案第11号 令和3年度滝川市後期高齢者医療特別計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第11号 令和3年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料の増額見込み、それから後期高齢者医療広域連合納付金の確定等に伴い補正したいとするものでございます。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ484万4,000円を増額し、予算の総額を6億6,890万1,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次のページの2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

補正の内容についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療保険料1,005万4,000円の増額につきましては、保険料の増額見込み

に伴い補正したいとするものです。

4款1項1目一般会計繰入金521万円の減額につきましては、令和2年分市町村事務費負担金の精算に伴い、事務費繰入金を197万9,000円の減額、令和3年度保険基盤安定負担金の確定見込みにより保険基盤安定繰入金を323万1,000円減額したいとするものです。

歳入合計で484万4,000円の減額となったところでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金484万4,000円の増額につきましては、保険料収入の増、令和2年度の事務費負担金の精算及び令和3年度基盤安定負担金の確定に伴い、合わせて484万4,000円を増額したいとするものです。

歳出合計で484万4,000円の増額となったところでです。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第11 議案第12号 令和3年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

○議 長 日程第11、議案第12号 令和3年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第12号 令和3年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、高等看護学院給与費の増額とこれに伴う一般会計負担金の増額を行うための補正及び令和3年度修学資金貸付金の増額と貸付金貸付額の確定に伴う繰入金の増額を行うための補正でございます。

1ページを御覧ください。第1条は、総則です。

第2条は、令和3年度滝川市病院事業会計予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額

を次のとおり補正したいとするものです。収益的収入ですが、第1款病院事業収益を118万1,000円の増額し、補正後66億9,568万7,000円に、第3項高等看護学院収益を118万1,000円増額し、補正後1億960万8,000円とするものです。

収益的支出ですが、第1款病院事業費用を118万1,000円増額し、補正後71億1,604万円に、第3項高等看護学院費用を118万1,000円増額し、補正後1億960万8,000円とするものです。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございますが、予算第4条中、5億6,632万円とありますのは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額ですが、これを5億3,832万円に、5億6,586万5,000円とありますのは不足する額を一時借入金により措置する額ですが、これを5億3,786万5,000円に改め、同条の表に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。資本的収入ですが、第1款資本的収入を3,132万円増額し、補正後2億2,484万3,000円に、第4項繰入金を3,132万円増額し、補正後5,114万2,000円とするものです。

資本的支出ですが、第1款資本的支出を332万円増額し、補正後7億6,316万3,000円に、第3項貸付金を332万円増額し、補正後3,132万円とするものです。

第4条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正したいとするもので、職員給与費を118万1,000円増額し、補正後40億837万円とするものです。

2ページから5ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

8ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明させていただきます。1款3項1目給与費で118万1,000円増額を行い、補正後9,354万9,000円とするものです。内訳といたしましては、高等看護学院教員の超過勤務手当が増額となる見込みのため、手当90万2,000円、法定福利費27万9,000円を増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款3項1目学院収益で118万1,000円増額を行い、補正後1億960万8,000円とするものです。支出で申しあげました給与費の増額に伴い、一般会計負担金を118万1,000円増額補正したいとするものです。

次に、資本的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明させていただきます。1款3項1目貸付金で332万円の増額を行い、補正後3,132万円とするものです。内訳といたしましては、修学資金貸付金の貸付額が確定したことに伴い、332万円を増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款4項1目繰入金で3,132万円の増額を行い、補正後5,114万2,000円とするものです。支出で申しあげました貸付金の貸付額の確定に伴い、繰入金3,132

万円を増額補正したいとするものです。

以上、議案第12号 令和3年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第12 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第12、議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示されたところであり、このうち非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和及び育児休業を取得しやすい環境整備等に係る事項については、令和4年4月1日施行予定とされているところです。地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件につきましては、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等を行うため、所要の改正を行いたいとするものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。第2条につきましては、育児休業をすることができない職員についての規定ですが、同条第3号アの（ア）においてこれまで引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の非常勤職員、すなわち在職期間が1年に満たない非常勤職員については育児休業をすることができない職員とされておりましたが、この規定を削除し、同号アの（イ）及び（ウ）をそれぞれ（ア）、（イ）に繰り上げ、併せて文言整理を行いたいとす

るものです。

また、第18条につきましては、部分休業をすることができない職員について同様に除外規定である引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の部分を削除し、在職期間が1年に満たない非常勤職員であっても部分休業が取得できるよう取得要件を緩和するとともに、これに伴う文言整理を行いたいとするものです。

次に、第21条の2及び第21条の3につきましては、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認についての規定及び研修の実施、相談体制の整備等に関する規定をそれぞれ追加したいとするものです。

附則につきましては、この条例は、令和4年4月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第13 議案第17号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第13、議案第17号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第17号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨については、令和4年4月1日からの滝川市立高等看護学院の移転に伴い、同校の位置を変更するため、滝川市立高等看護学院条例の一部を改正したいとするものでございます。

条例改正の内容について説明申し上げますので、議案参考資料、新旧対照表をお開きください。第2条中、滝川市新町2丁目8番10号を滝川市大町3丁目2番29号に改めたいとするものでございます。

附則については、この条例は、令和４年４月１日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第１７号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１７号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１７号は可決されました。

◎日程第１４ 議案第２２号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第１４、議案第２２号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第２２号 教育委員会委員の任命についての提案理由の説明を行います。

滝川市教育委員会委員、芳村敦子氏が令和４年５月２７日で任期が満了となります。このため、後任として種田貴志子氏を任命したいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

種田貴志子氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第15 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第15、議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 滝川市固定資産評価審査委員会委員、白木正博氏が令和4年6月14日で任期が満了となります。このため、後任として引き続き白木正博氏を選任いたしたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

白木正博氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、豊田収氏が令和4年3月31日をもって辞任されることから、後任の候補者として岩岬稔氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ

り本議会の意見を求めるものでございます。

なお、岩岬氏の略歴につきましては、参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件につきましては可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月9日までの7日間を休会いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月9日までの7日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時31分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員